

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の賦課徴収を行う。 ニセコ町は、固定資産税に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 ①固定資産税の賦課に関する事務 ②固定資産税の徴収に関する事務 ③固定資産税に関する各種証明書の発行 ④他自治体等から町への調査回答、町から他自治体等への税務調査 ⑤未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等 中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。
③システムの名称	①固定資産税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理システム ⑤中間サーバー ⑥eLTAXシステム ⑦国税連携システム、⑧情報提供ネットワークシステム(口座登録・連携ファイル関係情報を取得)
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル、償却資産申告情報ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイル、口座登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と表記)第9条第1項 別表の24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

[illegible]

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第7号 別表第二の27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	事後	
平成30年3月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番 地 0136-44-2121	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番 地 0136-44-2121	事後	
令和1年6月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の賦 課徴収を行う。	地方税法等の規定に基づき、固定資産税の賦 課徴収を行う。	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律第19条第7号	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番 地 0136-44-2121	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番 地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見47番 地 0136-44-2121	税務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番 地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	①固定資産税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理	①固定資産税システム ②収納管理システム ③宛名管理システム ④団体内統合宛名管理	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	固定資産税情報ファイル、償却資産申告情報 ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイ	固定資産税情報ファイル、償却資産申告情報 ファイル、収納情報ファイル、宛名情報ファイ	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項	事後	
令和6年3月1日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するた	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の	①行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 第9条第1項	・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」	事後	
令和7年3月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス	(情報照会) ①行政手続における特定の個人を識別するた	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業		副本登録の際には、本人からのマイナンバー取 得の徹底や、照会を行う際には4情報又は住所	事後	
令和7年3月12日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え		業務システムの利用において、担当業務に必 要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アク	事後	